

8月号（503号）

Xは、取締役会設置会社であるYの株主であり、令和元年当時は取締役であった。同年6月19日に開催されたYの定時株主総会において、Xを含む取締役の任期満了に伴い後任者を選任する株主総会決議（以下「第1決議」という）がなされたが、Xは取締役に選任されなかった。Xは、第1決議には著しい手続上の瑕疵があつて不存在であると主張し、Yを被告として、第1決議の不存在確認を求めて訴訟を提起した（以下「第1訴訟」という）。

第1訴訟が係属中の令和3年6月20日、Yの定時株主総会において、第1決議で選任された取締役Aらの任期満了に伴い、その後任者を選任する株主総会決議（以下「第2決議」という。この決議は、全員出席総会によるものではなかった）がなされ、全員が再任された。Xは、第2決議は招集権限のないAらによって招集されたものであつて不存在であると主張し、Yを被告として、第2決議の不存在確認を求めて訴訟を提起した（以下「第2訴訟」という）。Xがこれらの訴訟を一つの訴訟手続で審理するよう裁判所に上申書を提出したところ、裁判所がこれを適当と判断したため、両訴訟は併合して審理されることとなった。

問 一つの訴訟手続において請求が併合審理されている第1訴訟と第2訴訟について、それぞれ確認の利益が認められるか、検討しなさい。

7 月号（502 号）

X は、令和 2 年 9 月、建築物の設計・施工を営む Y との間で、自宅建物の増築請負契約を締結した。同契約に基づき、Y は、令和 3 年 1 月までに増築を完成させ、完成した増築部分を X に引き渡した。

ところが、X は、増築部分には建築瑕疵が存在するとして、同年 3 月、Y に対し、瑕疵修補に代わる損害賠償の支払を求めて訴訟を提起した。Y もまた同じ頃、X に対し、請負代金の支払を求めて訴訟を提起する準備をすすめていたものの、X からの訴状が先に到達したため、同年 4 月、請負代金の支払を求めて反訴を提起した。

Y は、同年 6 月の第 2 回口頭弁論期日において、X に対し、反訴請求にかかる請負代金債権を自働債権とし、本訴請求にかかる瑕疵修補に代わる損害賠償債権を受働債権として対当額で相殺する旨の意思表示をし、本訴請求についての抗弁として提出した。

問 X は、Y の相殺の抗弁は重複起訴の禁止を定めた民訴法 142 条の趣旨に反し許されない、と主張した。X の主張が認められるか、検討しなさい。

6月号（501号）

Y1 は、投資ファンドの運営を目的とする会社であり、Y2 は、その代表者である。Y2 は、国会議員の A に対し、天然水の販売会社への投資を目的とする匿名組合への出資を勧誘した。A は、この勧誘に応じ、Y1 社との間で匿名組合契約を締結し、出資金 2 億円を支払った。

しかし、約束されていた配当が一向になされなかったため、A は、出資金を詐取されたものと気づいた。A は、Y1 および Y2（以下「Y ら」という）に対し、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起することを検討したが、旧知の弁護士 B に相談したところ、現職の国会議員が出資詐欺の被害者として訴訟を提起することは好ましくないとの判断に至った。そこで、A は、B のアドバイスを受けて、訴訟提起の約 1 か月前に、実質的な営業の実態がなく休眠会社であった X の全株式を買い取り、A の親族を代表者とした上、本件訴訟提起の 10 日前に、X に対し損害賠償請求権について債権譲渡をした（以下「本件債権譲渡」という）。なお本件債権譲渡においては、譲渡代金は損害賠償請求権と同額の 2 億円、譲渡代金の支払期限は債権譲渡契約の 2 年後とされ、A と X は、X による譲渡代金の支払が困難となった場合は、A が X に対し最大 2 億円を貸し付ける旨の合意をしていた。

以上の経緯により、X は、弁護士 B に訴訟委任をし、「Y らが共謀の上 A から出資金を詐取したことは明らかであり、A が Y らに対し不法行為に基づく損害賠償請求権を有するところ、X は、A から本件債権譲渡により同請求権を譲り受けた」として、Y らに対し、出資金相当額の損害賠償を請求した（以下「本件訴訟」という）。

問 本件訴訟において、Y らは、弁護士 C を訴訟代理人として選任し、「本件債権譲渡は、信託法 10 条によって禁止された訴訟行為をさせることを主たる目的とする信託にあたり無効である」との主張をして争った。Y らの主張のとおり、本件債権譲渡が同条に違反すると認められたとき、裁判所はどのような判決をすべきか、説明しなさい。

5月号（500号）

Xは、令和2年4月1日、Yを被告として、金銭消費貸借契約に基づく貸金200万円の支払を求めて訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という）。Xは、本件訴訟の提起に際して弁護士Aに対して訴訟委任をし、以後、Aが訴訟代理人として本件訴訟を進行した。Yは、本件訴訟に対して請求の棄却を求めて争ったものの、第一審における審理の結果、Xの請求を認容する判決がなされた。

Yは、第一審判決を不服として控訴を提起した。その控訴理由書において、Yは、改めて本件訴訟には理由がないとして請求の棄却を求めつつ、「Aは、令和2年1月頃、Yから本件訴訟事件について依頼を受けてこれを承諾しておきながら、その後、第一審の第1回口頭弁論期日までの間にXから本件訴訟事件について受任し、以後、Xの訴訟代理人として訴訟進行をしている。このことは、『相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件』について弁護士は職務を行ってはならないとする弁護士法25条1号に違反することが明らかであるので、Aによってなされた本件訴訟における訴訟行為は無効である」との主張をした。

問1 Yの主張にあるとおり、Aの行為が弁護士法25条1号に違反することが控訴審の裁判所に明らかとなったとき、Aの訴訟行為はどのように扱われるか、検討しなさい。

問2 設問とは異なり、Yが本件訴訟の第一審の第1回口頭弁論期日に提出された準備書面において、本案前の答弁として上記の趣旨の主張をしたとする。Aの行為が同号に違反することが第一審の裁判所に明らかとなったとき、裁判所は、どのような対応をすることが求められるか。また、裁判所の対応について、XまたはAは不服を申し立てることができるか、検討しなさい。

4月号（499号）

建築資材を扱う会社である X は、建築会社 Y1 の建築工事現場において Y1 の下請けとしてフローリング工事を担当した A に対して、資材の売掛代金 200 万円の支払を求めて訴訟を提起した。この訴訟において、「Y1 会社常務取締役」との肩書きを有する Y2 が証人として尋問されたところ、裁判所は、元請けである Y1 を交えた和解による解決が適当であると考え、Y2 に対して Y1 を代表して和解手続に参加することを求めた。この求めに応じて Y2 が参加したことにより、X と A・Y1 との間で、「A は、売掛代金の一部である 40 万円を支払う、残りの 160 万円を Y1 が A にかわり支払う。X と A・Y1 において、この合意のほか債権債務がないことを相互に確認する」という内容の訴訟上の和解が成立した（以下「本件和解」という）。

しかし、Y1 の代表者として本件和解を締結した Y2 は、和解当時、Y1 の常務取締役という肩書きこそ有していたものの、実は、Y1 の会社の代表権を有していなかった。そこで、Y1 は、X を被告として、表見代表取締役について定める会社法 354 条が訴訟行為には適用されないと主張して、本件和解が無効であることの確認を求めて訴訟を提起した（以下「前訴」という）。

問 1 前訴における Y1 の主張は認められるか、検討しなさい。

前訴において Y1 の主張が認められ、Y1 の請求を認容する判決が確定した。Y1 が同判決を理由に本件和解の履行を拒んだため、X は、本件和解が訴訟行為としては無効であるとしても、私法行為としては有効であると主張して、Y1 に対して、表見法理により成立した本件和解の履行を求めて 160 万円の支払を求めるとともに、Y2 に対して、無権代理人の責任を追及して 160 万円の支払を求めて訴訟を提起した（以下「後訴」という）。

問 2 後訴における X の主張は認められるか、検討しなさい。